

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 収容定員変更の内容

鳥取大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき後期日程に 5 名の恒久定員増を、「緊急医師確保対策」に基づき、推薦入試Ⅱ（特別養成枠）に平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施した。

「緊急医師確保対策」に基づく臨時定員増 5 名については、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施した。

また、「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき、平成 22 年度に 13 名（鳥取県枠 8 名、島根県枠 2 名、兵庫県枠 2 名、山口県枠 1 名）を、「新成長戦略」に基づき平成 23 年度に 4 名（鳥取県枠 2 名、島根県枠 2 名）を、平成 24 年度に 3 名（鳥取県枠 2 名、島根県枠 1 名）を、前期日程（臨時養成枠）として平成 31 年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

平成 31 年度を期限とする 25 名の入学定員の内 24 名について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和 2 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 85 名から 109 名に変更する。（2 年次編入学 5 名含む）

これに合わせて、収容定員についても令和 3 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 505 名から 553 名に変更する。

2. 収容定員変更の必要性

鳥取県では、平成 31 年に県が実施した医師数調査において全県で 242.1 人不足していた。二次医療圏別では、鳥取県東部で 105.9 人、中部で 54.5 人、西部（鳥取大学医学部附属病院を除く）で 56.8 人不足しており、医師の充足率は、東部 75.7%、中部 71.3%、西部 84.3%であった。診療科ごとでは、内科や外科を含めほとんどの診療科において、全県的に不足していた。

また、中山間地域を抱える町村部を中心に、公立病院等の医師が不足しており、各病院や地元の自治体から鳥取県へ多くの医師派遣要請があるが、まだ十分には応えることができない現状である。特別養成枠の奨学金制度は、内科または総合診療医か特定診療科（産科、小児科、精神科、救急科）等の医師として 9 年間中山間地域を含む地域医療に貢献することが返還免除の要件である。令和 3 年度までの期限を付した再度 5 名の定員増により、鳥取県が必要とする中山間地等の医療を担う医師を確保するものである。また、臨時養成枠（鳥取県枠）の 12 名の定員増の継続により、鳥取県が必要とする全県の医療を担う医師を確保するものである。

島根県では、平成 30 年度の勤務医師実態調査において、全県で 246.6 人の医師が不足していた。特に雲南地区や島根県西部の太田、浜田、益田地区の医師充足率は 72～78%

と低く、診療科別では、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、救急科の充足率が70%以下である。臨時養成枠（島根県枠）の令和3年度までの期限を付した5名の定員増の継続により、島根県が必要とする医師を確保するものである。

兵庫県では、10圏域のうち神戸・阪神南圏域の人口10万対医師数は全国平均を上回る一方で、その他8つの圏域では全国値を1～3割下回る状況であり、地域偏在が生じている。またへき地の医療機関や小児科、産科及び救急科等の診療科・診療分野では、特に勤務医不足が顕在化しており、医療の継続が困難となっている状況である。引き続き県内のどの地域でも安心して医療が受けられる地域医療体制の確保が課題となっている。臨時養成枠（兵庫県枠）の令和3年度までの期限を付した2名の定員増の継続により、兵庫県が必要とする医師を確保するものである。

3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

（1）入学者選抜方法

令和2年度の鳥取大学医学部医学科の特別入試（推薦入試Ⅱ）において特別養成枠の選抜を、一般入試（前期日程）において鳥取県枠、島根県枠、兵庫県枠をいずれも別枠の入試で実施する。

●出願資格

- ・特別入試（推薦入試Ⅱ）特別養成枠

鳥取県から「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」（※）の決定を受けている者で、高等学校を平成30年3月及び平成31年3月に卒業した者（平成29年4月から平成31年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。）並びに令和2年3月卒業見込みの者（平成31年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。）であり、かつ、令和2年度大学入試センター試験を受験する者で、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、高等学校長が責任をもって推薦できる者

- ・一般入試（前期日程）鳥取県枠

卒業年度を問わない。出身地、出身高等学校は県内外を問わない。

- ・一般入試（前期日程）島根県枠

卒業年度を問わない。出身地、出身高等学校は県内外を問わない。

- ・一般入試（前期日程）兵庫県枠

卒業年度を問わない。出身高等学校が兵庫県内に所在すること又は出願時において本人又は保護者が兵庫県に居住していること。

●出願手続

- ・特別入試（推薦入試Ⅱ）及び一般入試（前期日程）の出願期間に、特別養成枠選抜及び鳥取県枠、島根県枠、兵庫県枠にインターネットにより出願をさせる。
- ・出願書類：特別養成枠選抜は、センター試験成績請求票、調査書及び推薦書（出身高等学校長作成）、検定料、「予約奨学生」の決定通知書（写）等。鳥取県枠、島根県枠、兵庫県枠は、センター試験成績請求票、調査書、自己評価シート、検定料、志望所信書（兵庫県枠のみ）等。

●選抜方法

- ・特別入試（推薦入試Ⅱ）で特別養成枠の選抜を実施する。大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合的に判定する。
- ・一般入試（前期日程）鳥取県枠、島根県枠、兵庫県枠で選抜を実施する。大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び調査書、自己評価シート等の結果を総合して判定する。

（２）教育課程の内容

地域医療に関する卒前教育は、１年次に基礎地域医療学で地域医療に関する基礎的な知識と考え方を伝えている。早期体験実習では大学病院及び中小病院・クリニックの見学を行い、入学後早期に地域医療への動機付けを促している。３年次には、総合診療の基礎となる「症候学」を症例基盤型で学習し、臨床推論のトレーニングを行う。また研究室配属では、特別養成枠学生（各学年５名）が地域医療学講座に配属され、地域医療教育拠点として日野病院に設けられた「鳥取大学地域医療総合教育研修センター」を拠点に総合診療と保健・医療・福祉の連携、地域包括ケア、多職種連携などについて学ぶ機会を設けている。並行して自治医大と梶原診療所を視察し、地域医療実践を学ぶ機会を設けている。４年次の地域医療体験では、鳥取県全域の種々の医療施設（各自４施設）を訪問し、医療人類学の方法論（エスノグラフィー）を用いてポートフォリオ作成を行っている。５年次にクリニカルクラークシップⅠで、鳥取大学地域医療総合教育研修センター（日野病院）あるいは家庭医療教育ステーション（大山診療所）の地域医療実習を必修とし、１週間のプライマリ・ケアに関する実習をおこなう。６年次にクリニカルクラークシップⅡで希望した学生には前述の地域医療総合教育研修センターで、１ヶ月の間、総合診療を中心とした外来・病棟演習を実施している。

さらに、鳥取大学は平成３０年度に国際基準による医学教育認証を受審した。医学教育改革に向けてコンピテンシーについての議論がなされ、「地域医療」が８項のコンピテンスの一つに位置づけた。また、地域枠学生の地域医療へのモチベーションを喚起するため、地域医療学講座が提案する複数企画（総合診療グループ演習、プライマリ・

ケア連合学会への参加，家庭医療テキスト勉強会，モデル地区での地域体験ツアーなど）や鳥取県企画のサマーセミナー・スプリングセミナーのうち，一つ以上の参加を必須とし，年度目標と総括を義務付け，正規のカリキュラム外での自発的な学習を促している。

（３）卒業後のキャリアパス形成

１．鳥取県の特別養成枠について

平成 29 年 3 月に鳥取大学特別養成枠と自治医科大学の医師のキャリアパスが改訂され，さらに令和元年 7 月に追加の改訂がされた。これらの医師はいずれも県職員として 9 年間勤務の義務を有するので，両者に共通の制度として整備された。

１）鳥取大学特別養成枠卒業医師の臨床研修（医籍登録後 1， 2 年目）

県内の基幹型臨床研修病院で研修する。（事情により，福祉保健部長が適当であると認めた場合には，県外での実施も可とする。）

２）後期研修及び派遣

次の通り実施する。

①内科診療を中心とする総合医として勤務をする場合。

- ・後期研修 1：臨床研修を修了した直後に，県立の基幹型臨床研修病院または鳥取大学医学部附属病院のうち，県の指定する病院で実施する。（同 3 年目）
- ・後期研修 1 修了後の総合医の派遣先は自治体病院とする。（同 4～5 年目）
- ・後期研修 2：おおむね医籍登録後 6 年目の 1 年間とし，県内基幹型臨床研修病院での実施を基本とする。
- ・後期研修 2 修了後の派遣先は，自治体病院等とする。（同 7～9 年目）

※医籍登録後 3 年目からの 4 年間で，内科専門医または総合診療専門医の取得を目指すことができる。

- ・内科診療を中心とする総合医として勤務してきた医師で，将来内科・総合医や特定診療科以外の専門領域をめざす医師は，6 年目に中山間地の自治体病院等での内科・総合医として勤務した後，7 年目から 9 年目は各自が目指す領域の専門研修をすることを認める。ただし，中山間地の公的医療に派遣する医師が確保されることが要件とされている。

②特定診療科（産婦人科，小児科，精神科及び救急科）に進む場合。

- ・特定診療科選択願を提出して，福祉保健部長の承認を受けなければならない。
- ・選択した診療科について，県内病院を基幹施設とする専門医研修プログラムに従って鳥取県内の病院において実施する。（同 3～5 年目）
- ・後期研修修了後の派遣先は，原則として自治体病院等とする。（同 6～9 年目）

３）派遣先の決定

鳥取県福祉保健部と病院局及び県立病院が協議のうえ異動案を作成し，知事決

裁により決定する。

2. 臨時養成枠（鳥取県枠）の医師について

医師免許取得後直ちに県内病院が管理する臨床研修を受け、臨床研修終了後9年以内に、知事が指定する県内医療機関に6年間勤務する。専門領域についての制限はない。

3. 臨時養成枠（島根県枠）の医師について

大学卒業後、12年間のうちに奨学金貸与年数と同年数（6年間）、知事が定める島根県内の指定医療機関に勤務する。ただし、貸与期間の半分の3年間は島根県の過疎地域に所在する特定地域医療機関に勤務する必要がある。

初期臨床研修を島根県内の指定医療機関（特定地域医療機関）で実施した場合、勤務年数に含まれる。

4. 臨時養成枠（兵庫県枠）の医師について

医籍登録後、一定の期間（9年を基本）を県職員として、県が指定する医師不足地域等の医療機関で勤務する。

1）医籍登録後1～2年目：へき地医療に関わりがある臨床研修病院で研修する。

2）前期派遣（医籍登録後3～5年目）：へき地の医療供給体制を確保するために勤務する。

キャリア支援のため、以下のコースを設定している。

- ・内科・総合診療育成コース

- ・特定診療科育成コース、若干名（小児科、産婦人科、外科、救急科、整形外科）

- ・精神保健指定医育成コース、若干名

3）後期研修（医籍登録後6～7年目）

より高度で専門的な医療技術を修得する。大学病院や県立病院での研修も可能である。

4）後期派遣（医籍登録後8～9年目）

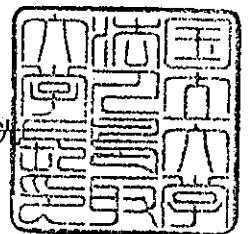
へき地等での医療提供体制を確保するために勤務する。前期派遣で選択したコースの診療科に派遣する。

令和 2 年度
医学部入学定員増員計画

鳥大総第 50 - 20 号
令和元年 9 月 9 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人鳥取大学
学 長 中 島 廣 光



「地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加について（令和元年 9 月 2 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学部長・黒沢 洋一
	TEL	0859-38-7035
	FAX	0859-38-7029
	E-mail	me-gakuji@ml.adm.tottori-u.ac.jp

大学名	国公立
鳥取大学	国立

1. 現在(令和元年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105	5	0	655



(収容定員計算用)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
(ア)入学定員	105	105	105	105	105	105	630
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	110	110	110	110	105	655

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和2年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
80	5	0	505



(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	80	80	80	80	80	80	480
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	85	85	85	85	85	80	505
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

3. 令和2年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
104	5	0	553



(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	104	104	80	80	80	80	528
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	109	109	85	85	85	80	553
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

増員希望人数	24
--------	----



(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	24
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	0
計	24

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	24
--------	----

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	17
鳥取県	5
島根県	2
兵庫県	
大学所在地以外の都道府県	
計	24

※1 大学所在地以外の都道府県1が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	H30地域枠定員 (※1)	H30貸与者数 (※2)	R1地域枠定員 (※1)	R1貸与者数 (※2)	H30とR1の貸与 者数のうち多い 方の数
鳥取県	17	18	17	15	18
島根県	5	5	5	3	5
兵庫県	2	2	2	2	2
					0
					0
計	24	25	24	20	25

※1 臨時定員分のみご記入ください。

※2 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6 都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和2年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①金和五年度に実施した地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
推薦入試Ⅱ地域枠	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	手挙げ(事前)	5	0	大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合判定します。なお、面接試験において医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。	鳥取県内の高等学校を平成30年3月に卒業した者(平成29年4月から平成30年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という。)及び平成31年3月に卒業見込みの者(平成30年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。)であり、医学に興味を持ち、人物が優秀で、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者で、高等学校の学習成績概評がA段階に属し、入学後鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者	H21以前	
推薦入試Ⅱ特別養成枠	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	手挙げ(事前)	5	5	大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合判定します。なお、面接試験において医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。	鳥取県から「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」(※)の決定を受けている者で、高等学校を平成29年3月及び平成30年3月に卒業した者(平成28年4月から平成30年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という。)及び平成31年3月に卒業見込みの者(平成30年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。)であり、医学に興味を持ち、人物・学力が優秀で、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者で、入学後鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者	H21以前	

一般入試(前期 日程)鳥取県枠	(iii)一般入試地 域枠(前期・後期)	手挙げ(事前)	14	12	大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び調査書の結果を総合して判定します。なお、医学科においては、センター試験の合計が概ね80%に満たない場合は、合格者となりえないことがあります。 医学科の面接試験においては、医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。 医学科で「地域枠」と「一般枠」を併願する者の合否判定は、「地域枠」を優先して行います。「地域枠」で合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。	H22	高等学校(中等教育学校を含む。)を成 立29年3月以降に卒業した者及び平成31 年3月に卒業見込みの者。 出身地、出身高等学校は県内外を問わ ない。	
一般入試(前期 日程)鳥根県枠	(iii)一般入試地 域枠(前期・後期)	手挙げ(事前)	5	5	大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び調査書の結果を総合して判定します。なお、医学科においては、センター試験の合計が概ね80%に満たない場合は、合格者となりえないことがあります。 医学科の面接試験においては、医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。 医学科で「地域枠」と「一般枠」を併願する者の合否判定は、「地域枠」を優先して行います。「地域枠」で合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。	H22	卒業年度を問わない。 鳥根県内で生まれ育った者。(小中学校 時代を鳥根県内で生活した者を含む。)	

一般入試(前期 日程)兵庫県 域枠	(iii)一般入試地 域枠(前期・後期)	手挙げ(事前)	2	大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び調査書の結果を総合して判定します。なお、医学科においては、センター試験の合計が概ね80%に満たない場合は、合格者となりえないことがあります。 2 医学科の面接試験においては、医療人としての適性を評価し、不合格と判定した場合、不合格とすることがあります。 医学科で「地域枠」と「一般枠」を併願する者の可否判定は、「地域枠」を優先して行います。「地域枠」で合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。	H22	卒業年度を問わない。出身高等学校が兵庫県内に所在すること又は出願時において本人又は保護者が兵庫県に居住していること。
一般入試(前期 日程)山口県 域枠	(iii)一般入試地 域枠(前期・後期)	手挙げ(事前)	1	大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績及び調査書の結果を総合して判定します。なお、医学科においては、センター試験の合計が概ね80%に満たない場合は、合格者となりえないことがあります。 1 医学科の面接試験においては、医療人としての適性を評価し、不合格と判定した場合、不合格とすることがあります。 医学科で「地域枠」と「一般枠」を併願する者の可否判定は、「地域枠」を優先して行います。「地域枠」で合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。	H22	高等学校(中等教育学校を含む。)を平成29年3月以降に卒業した者及び平成31年3月に卒業見込みの者。 出身高等学校が山口県内に所在すること又は出願時において保護者が3年以上継続して山口県に居住していること。
合計			32	25		

(※1)貴大学の学生募集要項の事項をそのまま記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのまま提出ください。

②令和2年度に実施する地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。模数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
推薦入試Ⅱ地域枠	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	5	0	大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合判定します。「一般枠」「地域枠」「特別養成枠」のそれぞれの区分で総合点の高い順に合格とします。同点の場合は、面接の得点の高い者を上位とし、さらに同点の場合はセンター試験の数学及び理科の合計点の高い者を上位とします。「一般枠」「地域枠」「特別養成枠」の区分を併願して出願した場合の可否判定方法は、「特別養成枠」「地域枠」「一般枠」の順に優先して選抜します。なお、面接試験において医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。	鳥取県内の高等学校を平成30年3月及び平成31年3月に卒業した者(平成29年4月から平成31年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という。)及び令和2年3月卒業見込みの者(平成31年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込み者」という。)であり、医学に興味を持ち、人物が優秀で、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者で、高等学校の学習成績概評がA段階に属し、入学後、鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者	H21以前	
推薦入試Ⅱ特別養成枠	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	5	5	大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合判定します。「一般枠」「地域枠」「特別養成枠」のそれぞれの区分で総合点の高い順に合格とします。同点の場合は、面接の得点の高い者を上位とし、さらに同点の場合はセンター試験の数学及び理科の合計点の高い者を上位とします。「一般枠」「地域枠」「特別養成枠」の区分を併願して出願した場合の可否判定方法は、「特別養成枠」「地域枠」「一般枠」の順に優先して選抜します。なお、面接試験において医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。	鳥取県から「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約受学生」(※)の決定を受けている者で、高等学校を平成30年3月及び平成31年3月に卒業した者(平成29年4月から平成31年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。)並びに令和2年3月卒業見込みの者(平成31年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込み者」という。)であり、かつ、令和2年度大学入試センター試験を受験する者で、次の各号に該当し、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、高等学校長が責任をもって推薦できる者 (1)医学に興味を持ち、人物・学力が優秀な者 (2)合格した場合は、入学することを確約できる者 (3)推薦できる人数 (4)卒業見込み者、1高等学校につき一般枠を含め8人以内(注) (5)入学者、推薦人数の制限はない (6)入学者、鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者	H21以前	
一般入試(前期日程)鳥取県枠	(iii)一般入試地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	14	12	卒業年度を問わない。	出身地、出身高等学校は県内外を問わない。	H22	
一般入試(前期日程)鳥根県枠	(iii)一般入試地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	5	5	卒業年度を問わない。	出身地、出身高等学校は県内外を問わない。	H22	
一般入試(前期日程)兵庫県枠	(iii)一般入試地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	2	2	卒業年度を問わない。	出身高等学校が兵庫県内に所在すること又は出願時において本人又は保護者が兵庫県に居住していること。	H22	
合計			31	24				

(※1)鳥取県にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒業に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和2年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

(参考:記入例)
1年次には基礎地域医療学を開講し、地域早期体験実習を行っている。3年次には研究室配属で自治医大や家庭医療クリニックの病察、4年次には臨床医学特論1で僻地医療従事者などの講義と、県内のさまざまな医療機関での地域医療体験を行う。臨床実習1(必修)・臨床実習2(選択)では、鳥取大学地域医療総合教育研修センター(日野病院)での臨床訓練を実施している。令和2年度からは3年次に総合診療「症候学」を開設し、臨床推論能力の向上を図ることとしている。

②(過去に地域校を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。
平成21年度から地域校による増員を開始し、地域医療教育と面談によるキャリア支援をおこなっている。令和元年までに278名の地域枠学生を確保し、このうち175名が医学部在籍中で、卒業生118名が地域医療に貢献している。

(参考:記入例)
平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行った。令和元年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位 数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	基礎地域医療学	全員	必修	必修	講義	0.5	H30
3年次	症候学	全員	必修	必修	講義	1.5	R2
3年次	研究室配属	全員	選択必修	選択必修	実習	3	H23
4年次	臨床医学特論1	全員	必修	必修	講義	0.5	H23
4年次	地域医療体験	全員	必修	必修	実習	1	H23
5年次	臨床実習1	全員	必修	必修	実習	34	H29
6年次	臨床実習2	全員	選択必修	選択必修	実習	11.5	H27

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度
主に低学年	くろさか春夏秋冬セミナー	地域枠学生	なし	1回1～2日×年 6回	看護師・理学療法士養成課程の学生と協働して、日野町黒坂地区の地区視診、住民との交流を通じて種々の学びを得る専門職連携教育として実施する。	H26
1～4年生	地域視察セミナー	地域枠学生	なし	1回1～2日(準備期間を除く)	鳥取県地域医療支援センター特任教授の計画に基づき、県内地区の視察と住民(梨農家、酪農家、など)との交流を行い、地域医療を志向するモチベーションの向上につなげる。	H29
全学年	英国国家医療研修	全員	なし	1週間	英国ケンブリッジ市を中心に家庭医療診療所の見学実習、ケンブリッジ大学の授業参加などを行いながら、英国の家庭医療・地域医療に関して見聞する。	H28
1～4年生	家庭医療学テキスト輪読会	地域枠学生	なし	毎週 1時間	家庭医療学の学問体系が述べられた「McWhinney's Textbook of Family Medicine(第4版)」の原著を輪読し、医師として患者を全人的にとらえる方法などに関して教員と意見交換しながら学ぶ。	H29
全学年(特別養成枠)	自治医科大訪問と交流会	地域枠学生	鳥取県庁と連携	1回1日×年2回	秋季に特別養成枠生と地域医療学教員が自治医大に出向き、鳥取県出身学生・教員と意見交換を行う(研究室配属の期間内へ実施)。最近では、当地に帰郷した自治医大生との交流も夏季に行っている。	H23
全学年	サマー/スプリングセミナー	地域枠学生	鳥取県庁が主催し、当教室と連携して実施	1～2日	鳥取県内医療機関の見学実習を行う。なお、他県地域枠学生は当該県における医療機関実習に振り替え可能。	H23

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和元年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
地域枠学生との定期面談	鳥取県地域医療支援センター、鳥取県庁医療政策課、地域医療学講座と協力し、卒業後鳥取県の地域医療に従事する地域枠生全員に対してキャリア支援を行う。	H24
鳥取大学地域医療総合教育研修センターの設置	地域医療教育の実践フィールドとして、日野病院(日野町)内に設置した。臨床実習1、2、地域医療体験などに広く活用され、ほぼ毎週医学科生の受け入れをおこなっている。	H26
鳥取大学家庭医療教育ステーションの設置	平成31年4月、地域医療・家庭医療教育の実践フィールドとして、大山町の支援のもと、大山診療所(大山診療所)内に設置した。臨床実習1のみならず、家庭医療、地域医療を志向する学生を積極的に受け入れている。	R1
とっとり総合診療まつり	鳥取県内外の学生、研修医、総合診療医や鳥取の住民を対象に、総合診療の多面的で奥深い魅力を伝え、総合診療を身近に感じてもらおう。	H30

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例: 200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合)その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
鳥取県	5	新入生	150,000	10,800,000	大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、その日から起算して緊急医療確保対策奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(9年)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したとき。	①大学における選抜前に都道府県において面接等を実施	×	○	内科、総合診療科、小児科、産科、救急科、精神科	
鳥取県	12	新入生	150,000	10,800,000	大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時例医師確保対策奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、県内において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算し	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		
鳥根県	5	新入生	100,000	7,482,000	大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から、12年を経過する日までその間に、鳥根県内の指定医療機関において臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて6年間(そのうち特定地域医療機関において3年以上)医師の業務に従事したとき。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		臨床研修は、平成31年度入学者までは、鳥根県内に限定していたが、令和2年度入学者からは、鳥根県内に限定する。鳥根県との協議は整っており、現在、鳥根県において条例及び規則の改正に向けた作業中である。(令和元年度中に改正)

※備考参照

兵庫県	2	新入生	約160,000	11,514,800	知事は、修学生が次の(1)・(2)のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。 (1) 大学を卒業し医師免許取得後、直ちに医師として勤務し、指定医療機関に引き継いで勤務した期間(医師法第16条の2第1項の規定に基づき臨床研修を含む。)が9年間(貸与期間が4年未満の場合は5年間)に達したとき。 (2) (1)に記載の勤務期間中に公衆により死亡し、又は公衆に起因する心身の故障のため免職されたとき。	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	×	1年生のみ入学金(500,000円)を含む。

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援(1～2行程度))

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	
	地域枠学生に対して、面談を実施し、卒業後の進路、不安等について聞き取り、地域枠の要件を満たすキャリア形成を支援	開始年度
鳥取県地域医療支援センターキャリア形成支援	地域枠学生に対して、地域医療学講座を中心となり大学のカリキュラム外で地域医療にふれる機会を提供	H21以前
香附講座開設	地域枠学生に対して、県内勤務や地域医療に実態や魅力、研修情報、奨学金制度等の情報をメールマガジンや広報誌で提供	H22
とっとりドクターNavi運営	鳥取県と鳥根大学が連携して、鳥根県内地域医療機関での実習を年2回企画。本学在生も対象とされており、実習終了後は、参加者が一堂に会する意見交換会を実施	H30
地域医療実習	在学中は、毎年、鳥根県職員(医師)が学生と面談を行い、キャリア形成を支援。本学の地域医療学講座とも適宜情報を共有	H21以前
在学者面談	卒業後は、毎年、(一社)しまね地域医療支援センターが、鳥根県や本学等と密に連携しながら、地域枠医師と面談を行い、地域勤務とキャリア形成の両立を支援	H26
キャリア面談	キャリア形成の両立を支援	H25

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

地域枠の高校卒業生年次の年齢制限を撤廃し、受験者層を拡大している。また、山陰エリアの高校へ地域枠制度の説明を丁寧におこなっている。さらにドクターナビの登録を高校生まで拡大し広報誌を送付するなど、地域枠の理解を促している。